

## 決議第7号

### 香芝市議会議員の香芝市庁舎管理規則を遵守する決議（案）

上記の議案を、香芝市議会会議規則（平成4年議会規則第1号）第14条第1項の規定により提出し、次のとおり議決を求める。

令和4年12月22日提出

提出者

香芝市議会議員

下村佳史

賛成者

香芝市議会議員

河杉博之

小西高吉

中山武彦

上田井良二

芦高清友

木下充啓

## 香芝市議会議員の香芝市庁舎管理規則を遵守する決議（案）

令和4年12月5日、月曜日、12月議会第5回定例会本会議終了後に、中井政友議員及び青木恒子議員は、庁舎5階の会議室（応接室）を庁舎管理者（香芝市庁舎5階議会フロア）の許可なく議会を傍聴していた者や記者などと共に、無断使用していた事件が発生した。

庁舎内の会議室等は、庁舎管理者の許可なく無断で使用することは規則で禁止されており、使用を望む場合は庁舎管理者の許可を要することは言うまでもない。特に議会開催中においては、議会中継を傍聴する以外の目的で使用することは禁止されており、その旨も香芝市議会議員全員にも通知されていた。

しかし、香芝市議会会派・日本共産党の中井政友議員及び青木恒子議員は、許可なく会議室（応接室）を使用していたことから、議会事務局職員において使用禁止の旨を告げられ、即刻使用を止め、退出する旨が告げられたが、その指示には従わず無視したため、庁舎管理者にその旨の報告が行われた。

庁舎管理者は、直ちに青木恒子議員に対し、複数回にわたり無断使用禁止及び政治活動等の禁止を求めたが、青木恒子議員は、「市民の代表なので市民に伝えているだけだ」及び「記者会見しているだけだ」と反発し、庁舎管理者から、使用を中止しないなら退去命令を発出する旨も通告されていた。しかし、青木恒子議員は、「取材に答えている」、「取材もダメなのか」、「私は取材を受けているだけだ」、「次元の低いことを言うな」、「私は市民の代表だ。」と強く反発し、庁舎管理者の指示に従うことはなかった。

更に、庁舎管理者から、「庁舎なので、会議室も廊下も目的外に無断に使用することはダメだ」と告げられるも、青木恒子議員は、「誰でもここを使用しても良い」と強く反発することから、庁舎管理者は青木恒子議員に対し退去命令を出すに至ったのである。

そもそも、香芝市庁舎とは、地方自治法第244条に規定される「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設」である「公の施設」とは異なり、「市行政や行政に関連する事務を行う組織が入っている建物」であり、事務を行う施設と公の施設とは全く概念が異なることは言うまでもない。香芝市議会議員であれば、このような基本的事項は、誰もが適正に解釈をしているものであり、庁舎を「市民だから自由に使ってよいのだ」の旨の反論は失当しており、著しい解釈の不足と言わざるを得ないものである。

しかるに、中井政友議員は、12月2日、金曜日に、12月5日、月曜日の会議室（応接室）の使用願の申し出を行っており、庁舎管理者はそれを許可していない事実も発覚している。即ち、使用許可を必要とする認識は証明されて

おり、庁舎の会議室（応接室）を許可なく無断で使用するなど、あり得ない行為であり、その無断使用や退去命令が発するに至った経緯を鑑みれば、庁舎管理者及び議会事務局の事務執行を妨害した行為と言わざるを得ないのである。

故に、これらの事件を鑑み、香芝市議会は、庁舎管理規則を遵守し、庁舎の秩序を維持しなければならない、行政等の事務執行を妨害する行為は、今後二度とあってはならないのである。

よって、ここに「香芝市議会議員の香芝市庁舎管理規則を遵守する」ことを決議する。

令和4年 月 日

香 芝 市 議 会